

第 1 回鳥取県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時：令和 2 年 1 月 3 1 日（金）

午後 4 時 3 0 分～

**場所：鳥取県庁災害対策本部室
（第 2 庁舎 3 階）**

**出席：知事、副知事、福祉保健部理事官、統轄監、
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、
危機管理局、総務部、地域づくり推進部、
福祉保健部、子育て・人材局、生活環境部、
商工労働部、県土整備部、教育委員会、病院局、
警察本部**

会議内容

- 1 情報共有
- 2 専門家アドバイザー助言
- 3 各部局の対応状況
- 4 その他

SARS・MERS・2019-nCovについて

健康政策課

※2019-nCovは、現時点で判明している内容であり、今後変更があり得る。

区分	SARS (重症急性呼吸器症候群)	MERS (中東呼吸器症候群)	2019-nCov (新型コロナウイルス感染症)
病原体	SARSコロナウイルス (中国南部のキクガシラコウモリに感染している)	MERSコロナウイルス (主要な媒介動物としては、ヒトコブラクダ)	新型コロナウイルス (感染源については調査中)
発生年	2002(H14)年11月～2003(H15)年7月	2012(H24)年9月～	2019(R01)年12月～
発生国	中国、香港(中国特別行政区)、台湾(中国特別行政区)、シンガポール、カナダ等29カ国	中東地域に居住・旅行歴のある者、患者の接触者に継続的に報告あり	中国の他19カ国
患者数 累計	8,096人	2,468人 (2019年9月末)	7,796人 (うち、中国7,711人)
入院率	20%	46.5%	
死亡者数	774人	851人	170人
致死率	9.6%	34.4%	2.2%
ヒト-ヒト 感染の経路	・飛沫感染 ・接触(糞口)感染 ※空気感染の可能性が考えられる。	・飛沫感染 ・接触感染 ※主に、ヒトコブラクダや患者の体液・排泄物との接触 ※市中における持続的なヒト-ヒト感染は簡単には成立しない。	・飛沫感染? ・接触感染?
ヒト-ヒト 感染の感染源	・有症者だけ	・ヒト-ヒト感染は簡単には成立しない。	・中国国内では人から人への感染は認められるものの、我が国では人から人への持続的感染は認められていない。
RO値	0.80	0.60～0.67	
潜伏期間	2～10日 (平均5～6日)	2～14日	1～14日 (平均10日前後)
症状	・38℃以上の急激な発熱 ・呼吸困難等の呼吸器症状	・発熱、頭痛、咳嗽など ・重症例は息切れ、呼吸困難 ・嘔吐・下痢などの消化器症状の頻度が高い。	・発熱、咳など

※SARS、MERSは、国立感染症研究所の他の感染症資料と同様症状、下痢等
※2019-nCovは、WHO、厚生労働省、中国政府等の発表資料より

新型コロナウイルス関連肺炎の現状

～第2回新型コロナウイルス対策連絡会議(1/28)以降の動き～

1 WHOの動き

○1月23日、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当しないと発表

○1月30日(スイス時間)に専門家による緊急委員会を再開し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表

2 国の動き

○1/28感染症法の「指定感染症」、検疫法の「検疫感染症」指定

※いずれも施行日を2/7から2/1に前倒すと1/30に総理発表

○政府対策本部を1/30に設置

新型コロナウイルス関連肺炎の現状

～第2回新型コロナウイルス対策連絡会議(1/28)以降の動き～

3 鳥取県の対応

(1) 県民・事業者への周知

- ・県民相談窓口の整備(1/16健康政策課。1/21各保健所)
- ・専用ホームページ開設(1/16) 1/28会議を踏まえ「県民へのお知らせ」を変更、外国人向けメッセージも掲載済
- ・県内滞在中の外国人(特に中国人)向けチラシを作成し、県内観光施設等へ配布(1/29)
- ・県内の観光施設、宿泊施設、旅行会社等に注意喚起
- ・パスポート交付窓口へのチラシの配架
- ・米子鬼太郎空港、上海吉祥航空カウンターでチラシによる注意喚起
- ・県内企業、国際ビジネスセンター、商工団体に注意喚起

新型コロナウイルス関連肺炎の現状

～第2回新型コロナウイルス対策連絡会議(1/28)以降の動き～

(2) 医療機関との連携

○1/30感染症指定医療機関(4病院)、医師会、保健所と医療体制を確認

鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院、県立厚生病院、
済生会境港総合病院

※今後、新型インフルエンザの協力医療機関とも医療体制を調整

○医療機関からの要望を踏まえ、県が備蓄する個人防護服等を確保

- ・タイベックススーツ 500枚
- ・マスク 10万枚
- ・消毒用アルコール(500ml) 500本

(3) 県の体制強化

○米子鬼太郎空港を管内に持つ米子保健所(西部総合事務所)における体制を強化するため、本庁から応援要員を確保

新型コロナウイルス関連肺炎の現状

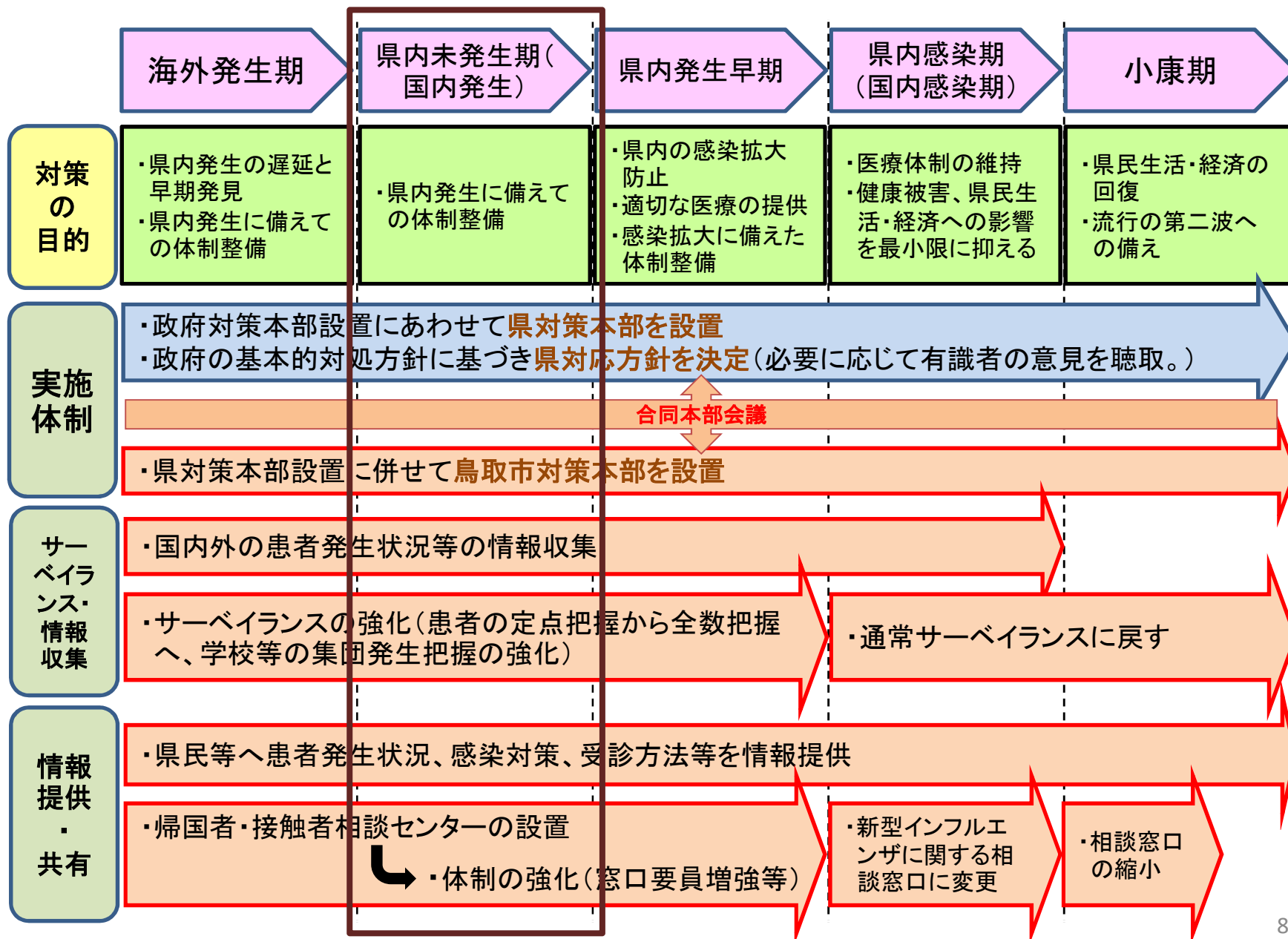
～第2回新型コロナウイルス対策連絡会議(1/28)以降の動き～

4 その他

○1/30全国知事会は、緊急対策会議(会長:飯泉徳島県知事)を設置

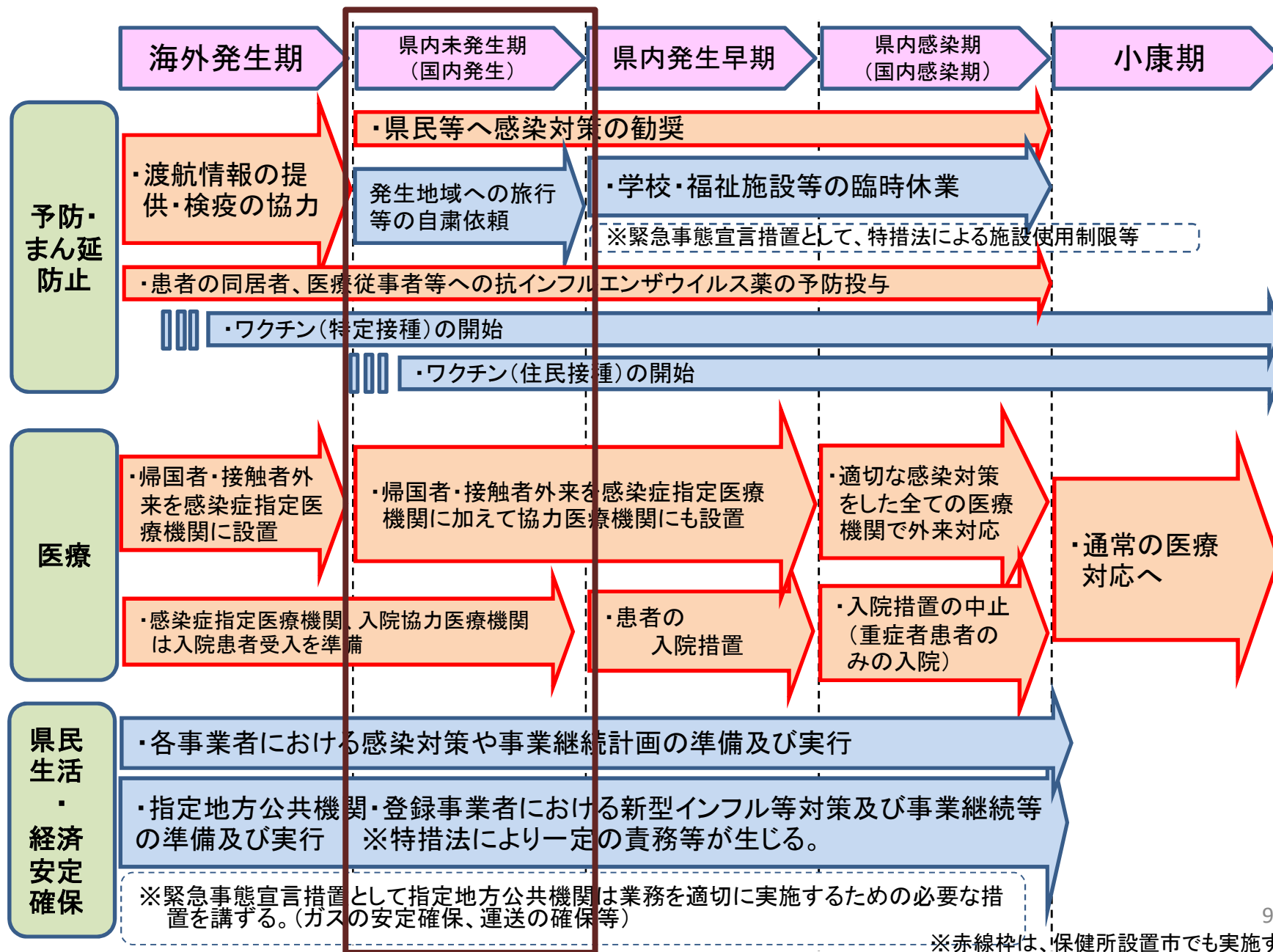
発生段階ごとの対策の概要

※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。



発生段階ごとの対策の概要

※対策の時期は目安であり、発生状況等に応じて柔軟に対応することとなる。



生活環境部

項目	対策内容	備考
衛生環境研究所の検査	・新たな検査方法が可能となり、検体受領後5～8時間で判定(1/31～)	24時間体制を継続(1/24～)
生活必需品(マスク、消毒薬等)に関する事業者への注意喚起、需給動向調査	・小売店(コンビニ、ホームセンター等26社)に対して、生活必需品の在庫確保、安定供給、便乗値上げの防止について注意喚起(1/31)	
	・価格や店頭状況について、主要ドラッグストア(10店舗)で調査を実施(1/31) <調査結果概要> ・大人用マスクは在庫切れの店舗もあり、仕入れ困難な状況。	
集客施設への注意喚起	・集客施設に対して、感染防止の注意喚起(1/31) <内容> ・手指消毒薬の設置 ・マスク着用や手洗いを利用者へ呼びかけ <対象> ・所管施設(砂丘VC、海と大地の自然館、布勢運動公園、燕趙園など) ・興行施設(映画館・文化ホール等35施設)	宿泊施設(678施設)に注意喚起済(1/24)

危機管理局の対応

○即応体制の強化

- ・土曜日、日曜日の即応できる体制とする。

- ① 防災当直(2名)に加え、正職員1名を配置し、情報収集体制を強化
- ② 緊急な会議の開催に備え、各部局に対して緊急登庁できる者の指定を依頼済

※重要な情報や会議開催等の連絡は、職員参集メールにより登録者全員に周知

- ・夜間については、緊急な対応が必要になった場合は、待機班が緊急参集できる体制を構築済¹

令和新時代創造本部の対応

項目	対策内容
県民等への 情報提供	○県ウェブサイト(とりネット)などのほか、トリピーTwitterなどの広報課 SNSでの情報提供 ○情報の緊急度により、テレビ、新聞、ラジオ等の広告枠の調整・確保
予防・まん 延防止	○男女共同参画センターへの来所者の手の消毒や窓口対応者のマスク 着用・手洗いの徹底 ○県内で発生した場合は、面接相談を行わず、電話相談のみとすることを検討

交流人口拡大本部の対応等

1 これまでの取組状況 (31日(金)15:00時点)

(1) 県内の観光施設、宿泊施設、旅行会社等への注意喚起

- ・新型コロナウイルスの感染症危険レベルの周知(発生地域への渡航中止も含む)
- ・基本的な予防策(マスク、手洗い等による感染対策)
- ・外国人観光客の受入れ等にあたり、咳や発熱等の症状がある場合の対応
- ・発熱時の相談窓口及び疑い患者の受入れ体制

(2) パスポート交付窓口(県庁、中部、西部)でのチラシによる注意喚起

- ・発生地域への渡航自粛、渡航時の注意事項 等

(3) 米子鬼太郎空港、上海吉祥航空カウンターでのチラシによる注意喚起

- ・渡航時の注意事項、咳や発熱等の症状がある場合の対応

2 国際定期便の状況 (31日(金)15:00時点)

- ・米子～上海便、米子～香港便とも欠航等の情報は入っていない。
- ・吉祥航空は本社指示により、1月28日(火)の出発便からチェックイン時に以下の対応を行っている。(現時点で、発熱者等はなく、予定通り全員出発。)
 - 肺炎感染防止のため、すべての出発客を対象に体温検査を実施
 - 体温が37.5度以上の人は搭乗拒否
 - 湖北省籍の旅客は登録を義務づけ

3 今後の取組方針

- ・県内での患者発生等新たな局面に移行した場合、速やかに上記1の関係機関等へ適切な対応を講じるよう依頼し、万全の体制で取り組んでいく。

総務部の対応(その1)

1 予防・まん延防止

項目	対策内容	備考
①庁舎の管理	<ul style="list-style-type: none">○テレビ会議システムの利用を推奨○庁舎内のアルコール消毒(階段手摺、扉ノブ 等)○使用済マスク等の専用ゴミ箱を設置 ⇒手指消毒剤は、設置の本数・場所を増やす ※他の庁舎管理者にも同様の措置を指示	
②職員への感染 拡大防止	<ul style="list-style-type: none">○業務で必要とする職員に備蓄マスクを配布 【東・中・西部の各施設で保管】○職員やその家族の罹患報告を全庁に指示 【庁内ランDBを活用した情報収集・BCPへの活用】	

総務部の対応(その2)

2 県庁業務の実施体制

項目	対策内容	備考
①県庁BCP発動に備えた準備	○職員の罹患等を想定し、県庁業務継続計画を発動した場合の準備を全庁に指示 ・非常時優先業務の確認 ・行政機能の維持継続のための職員配置の見直し、外部応援の要請を検討	
②司令部要員の確保	○県対策本部の長期化に備え、ローテーション勤務の要員を割当て【60名程度の要員リストを作成済】	
③対策経費の予算措置	○既定経費の流用、予備費の充当、臨時議会の収集により措置	
④職員への感染拡大防止	○不急の出張の自粛、自家用車通勤の推奨、感染疑いがある職員等の在宅勤務などを順次実施	

総務部の対応(その3)

○動員体制の確保

- ・ 県民相談対応等業務の継続性を確保するため、担当部局に負担が集中しないよう、全庁での協力体制を構築する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた動員体制に準じて、各部局に10日間で66人の応援人数を割当する。
(新型インフルエンザ等発生に備えた動員体制の構築について (R1.7.31人事企画課長通知))
- ・ 各部局においては、動員要請に対して、速やかに対応できる体制の構築をお願いしたい。

○想定される業務

- ・ 病院から県衛生環境研究所までの検体搬送業務
- ・ 県民相談等対応業務
- ・ 対策本部司令部の運営業務

(参考) H21新型インフルエンザ対応時の業務

- ・ 対策本部司令部に、1日当たり6人を動員し、情報収集等業務に従事
- ・ 毎夜当直2人の輪番制で総合発熱センターへの問い合わせに対応

地域づくり推進部の対応

項目	対策内容
交通事業者への情報提供	○県内外の各地域における新型肺炎患者の発生状況・特性、感染予防策、政府の対策等に係る対策本部、国土交通省等からの情報を交通事業者に対して情報提供。
交通機関の運行等を定期的把握・広報	○公共交通機関の運行状況、従業員の罹患状況等の情報を定期的に収集。 ○一般県民向けに公共交通機関の運行状況を広報。
公共交通機関に対する感染拡大防止措置等の要請	○駅、バスターミナル、車内などへのポスター掲示、車内放送等により利用者に感染予防策(マスク着用、うがい、手洗い等)の励行の呼びかけを依頼。 ○乗客に有症者が出た場合の連絡体制や防疫措置(有症者隔離、施設設備の消毒など)、従業員に対する感染予防措置等について確認・徹底を要請。
公共交通の事業継続のために必要な措置の実行の要請	○感染拡大の状況に応じて運行継続のための必要な措置(勤務形態の変更等による要員の確保、業務の縮小など)の実行準備を働きかけ。 ○また、多くの便を運休せざるを得ない状況になっても極力運行を維持すべき便(病院行きなど)・時間帯などをあらかじめ市町村や交通事業者と調整。
所管集客施設での予防・まん延防止措置の要請	○施設内の感染防止措置を強化するとともに、利用者等に基本的な感染予防策を周知徹底するように指示又は要請。 ○施設ごとに感染拡大防止のための臨時休業を行う場合の基準や手続きを定めておくよう、指示又は要請。 ○特に、患者による他の利用者や施設職員との濃厚接触が確認された場合は、自主的に臨時休業することを要請。 ○感染拡大の状況に応じてイベントや会議を原則中止又は延期することを要請。

子育て・人財局の対応

項目	対策内容	備考
実施体制の確立と連絡体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁及び庁内関係部局(特に福祉保健部及び教育委員会)との連携強化 局内での集約・共有体制を整備 市町村担当窓口、連絡先の確認 	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の発生状況と臨時休業の状況を情報収集 各省庁より情報収集 	高等教育機関からも、報告を要請
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設へ発生状況等を随時情報提供 感染予防対策の周知徹底 	
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設へ各マニュアルに基づく感染防止措置の実施や保護者への正確な情報提供、必要に応じた自主休業等の指示・要請 	

※所管施設 ……児童福祉施設(保育所、児童養護施設、児童厚生施設等)、届出保育施設、私立学校(幼稚園、中学校、高校、専修・各種学校)

※高等教育機関……大学、短期大学、高等専門学校

商工労働部の対応

- 1月30日、新型肺炎対応のため商工関係団体と情報連絡会議を開催し、以下実施決定。
 - ① 商工関係団体にて経営等に関する事業者からの新型肺炎対応相談窓口の設置
 - ② 商工関係団体との対応専用情報連絡網（専用連絡網）の構築
 - ③ その他、商工関係団体に県内事業者向け感染予防注意喚起ちらしを配布(商工HP掲載済)
- 1月30日、地域経済対策変動対策資金を発動した。

項目	対策内容
県内事業者からの情報収集	商工関係団体との専用連絡網等を通じて、以下について情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内事業所、海外(中国等)現地法人の操業状況、現地駐在員の状況 ・ 大規模小売事業者のインバウンド旅行者（中国人等）への対応 ・ 経営（操業・取引停止等）に影響が出ている事業者の状況 ・ 県内事業者のサプライチェーンへの影響 等
県内事業者への情報提供	商工関係団体との専用連絡網等を通じて、以下の感染者発生時に事業者が自主的に対応すべき事項について情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所指導のもと接触者のリストアップや接触者健診 ・ 一時的な操業・取引停止、必要な事業の継続 ・ 職場の感染拡大防止、従業員への対応 等
事業者への予防策等強化要請	事業所（含む大規模小売事業者）に対して <u>新型肺炎への予防策強化を要請する。</u> また、BCP（事業継続計画）に基づく維持すべき業務の継続要請

県土整備部

項目	対策内容	備考
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○部内各課及びその関係機関、団体等との間の情報収集・提供 ○所管施設のまん延防止措置 	アルコール消毒液の設置
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○検疫機関、空港・港湾施設の管理者等から情報を収集 ○発生国との間の航空・航路便の運航情報を収集 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○空港・港湾事業者に対して検疫機関等からの情報を提供し、空港・港湾利用者に対する周知・情報提供を要請 	チラシの掲示
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○発生国からの搭乗者等がある海外クルーズ客船が本県の港湾に入港した場合には、発熱・呼吸器症状を有する者の把握等についてツアー会社等に協力を得るとともに、該当者がいる場合は、医療機関への搬送等について検疫所への協力を行う。 ○港湾・空港施設における感染予防体制を徹底するよう各関係機関に要請。 	<ul style="list-style-type: none"> ※境港、鳥取港とも海外クルーズ客船は当面ない。 ※鳥取砂丘コナン空港の海外チャーター便は当面ない。

【所管施設】

鳥取砂丘コナン空港(鳥取空港ビル(株))、境港(境港管理組合)、鳥取港

病院局の対応

項目	対策内容	備考
<p>■ 感染症病症運用マニュアル(新型コロナウイルス(nCoV) Ver)により以下の対応を行う。</p>		
<p>患者受入体制の整備</p>	<p>① 外来診察室(陰圧)への動線(一般の方と別の動線)の確保</p> <p>② 各部門における必要な手順等の再度徹底 (確定診断のために必要な検体の確認、対応マニュアルの確認 など)</p> <p>③ 職員の感染対策の徹底</p> <p>④ 患者に対する確認事項 通常の間診に加えて以下の事項を確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱症状、呼吸器症状の有無 ・ 発症から2週間以内に次の項目の該当の有無 <ul style="list-style-type: none"> a. 中国武漢市への渡航歴 b. 中国武漢市への渡航歴があり、かつ、発熱・呼吸器症状のある人との接触歴 </div>	
<p>措置入院の準備</p>	<p>① 患者(疑い含む)感染症病床へ受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床への受入動線の確認・確保 ・ 職員体制の整備(感染症病床単独の勤務体制の整備) <p>② 合併症がある場合は、HCU、EC等の陰圧室を利用</p>	
<p>外国人患者に対する対応</p>	<p>① タブレットによる遠隔通訳による対応(24時間:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)</p> <p>② ポケットークや翻訳アプリによる通訳</p> <p>③ 中国語による問診票を1月24日から運用</p>	

教育委員会の対応

項目	対策内容	備考
情報収集及び連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委に対策会議の常設と相談窓口の設置 ・感染拡大に備え、危機管理体制を確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒最新の感染症情報の収集 ⇒国、県の対応について情報共有 ⇒新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づく対応 	
学校等への指示・要請	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村教育委員会等に対する指示・要請 <ul style="list-style-type: none"> ⇒対策会議の設置 ⇒児童・生徒及び教職員の罹患状況の把握と報告 ⇒感染予防対策の実施・留意事項の周知徹底 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> マスクの着用、手洗い・うがい 厳重な健康観察 不要不急の外出の自粛 等 </div> 	
感染拡大への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況によっては県立高校の入試の延期等を検討 ・感染者が学校で発生した場合の学校運営体制の検討 ・各種大会やイベントの延期等を検討 等 	

福祉保健部の対応

(医療関係以外)

項目	対策内容	備考
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設に新型コロナウイルス感染症の発生状況のほか、感染予防対策等の必要な情報を随時周知 まん延防止のため必要と判断される場合は、施設等の臨時休業等を要請 	
学 校	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校に学生や教員に感染者が発生した場合、出席停止や休校等の措置を実施 	
イベント・会議	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者が参集するイベントや会議の実施に当たっては、感染予防啓発等を実施 まん延防止のため必要と判断される場合は中止又は延期を実施 	

県民の皆様へのメッセージ（案）

- 県では対策本部を設置し、全庁をあげて予防対策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための対策を進めていきます。
- 新型コロナウイルスの予防のためには、「マスクの着用」や「手洗い」の徹底などを行うことが重要です。
- 引き続き、迅速で正確な情報提供に努めます。

<海外に渡航される方へ>

- ・渡航先の流行状況を、県、厚生労働省、外務省ホームページ等で確認してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い地域に行かれる場合は、予防策としてマスクや手洗いの徹底をお願いします。

<中国から帰国・入国される方へ>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い地域から帰国・入国される方は、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、入国の際に検疫官に申し出てください。
- ・帰国・入国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に連絡し、指示に沿って医療機関に受診してください。

県民の皆様へのメッセージ（案）

＜発熱時、不安な場合の相談窓口＞

○発熱時の相談窓口（24時間対応）

鳥取市保健所 0857-22-5694（時間外 0857-22-8111）

倉吉保健所 0858-23-3145

米子保健所 0859-31-9317

○全般的な相談窓口

健康政策課 感染症・新型インフルエンザ対策室

(0857)26-7153（午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く））

＜新型コロナウイルス感染症に関する情報＞

<https://www.pref.tottori.lg.jp/289246.htm>

キーワード

鳥取県 新型コロナ

検索

